国 保

ご存知ですか 国保の高額療養費制度

高額医療制度は、支払った医療 費が高額となり一定の限度額を超 えた場合に高額療養費として受給 できる制度です。 限度額は、受 診者の年齢や世帯内の所得状況に より変わるため、領収書を持参し 国保年金係窓口で相談ください。

なお、来庁時に健康保険証と世 帯主名義の口座番号がわかるもの を持参すると、その場で申請する こともできます。

①限度額 1カ月に支払った医療

費が限度額を超えた場合に申請で きます。~表1のとおり

②世帯合算 同一世帯で 21,000 円以上を同じ月に一つの病院で複 数支払い、合計額が限度額を超え た場合に申請できます。

③多数該当 同一世帯の過去12 カ月以内の申請で4回目以降は限 度額を軽減。~表2のとおり

④前期高齢者 昭和7年10月1日 以降に生まれた方で、70歳以上の 方が限度額を超えたときに、申請 できます。~表3のとおり

▼詳細 住民生活課国保年金係 (2467)

介護

申請できます 介護保険料の低所得者減免制度

平成15年度から介護保険料の 減免制度を実施します。

- ▼対象者 次の基準をすべて満た す方。
- ①世帯全員が市町村民税非課税 (介護保険料が第2段階)である。
- ②子供など(別世帯も含む)市町 村民税課税者に扶養(税・健康保 険) されていない。
- ③申請の前年度まで介護保険料の 未納がない。
- ④本人を含む世帯全員の前年収入 金額の合計が次の額以下である。

世帯人数	収入金額
1人	120 万円
2 人	160 万円
3 人	210 万円
4人	260 万円

- ※5人以上は、1人増えるごとに 50万円を加算します。
- ※対象収入は、課税対象の収入(勤 労・農業・事業など)と、あら ゆる種類の収入(年金・恩給・ 仕送りなど)。
- ⑤本人を含む世帯全員が居住用以 外に不動産(土地や別荘など)を 所有していない。
- ⑥本人を含む世帯全員の預貯金額 の合計が350万円以下である。
- **▼保険料** 第1段階(年額 22,500 円)に減額となります。

▼申請に必要な書類

- ①世帯全員の前年の収入額がわか るものすべて (年金振込通知書な ど)。
- ②世帯全員の預貯金額が証明でき るもの (預貯金通帳など)。
- ③健康保険証
- ▼申請・問合せ 福祉課介護サー

表 1

区	分	限度額	
住民税課税	上位所得者	139,800 円+(総医療費-466,000 円)× 1%	
世帯	一般	72,300 円+ (総医療費-241,000 円) × 1%	
住民税非課程	党世帯の人	35,400 円	

- ※上位所得者とは、国保加入者全員の総所得金額が700万円を超える世帯。 ※未申告者がいる場合は、上位所得者の適用となります。
- ※1カ月とは、その月の1日から月末までの期間。5月15日から6月 13 日までの 30 日間入院した場合は、5 月分 (5 月 15 日から 31 日の 17日間分) と 6月分 (6月1日から13日の13日間分) に分けての 請求になります。

表 2

区	分	限	度	額
住民税課税	上位所得者	·	77,70	00円
世帯	一 般	4	40,20)0 円
住民税非課税世帯の人		4	24,60	00 円



表 3

自己負担割合	外 来	入 院	多数該当
2割負担	40,200 円	72,300 円+(総医療費 - 361,500 円)×1%	40,200 円
1割負担	12,000 円	40,200 円	
家族全員が非課税	8,000 円	24,600 円	
年金収入が65万円以下	8,000 円	15,000 円	

- ※多数該当は2割負担の人が過去12カ月で入院の高額療養費支給が4回 目以降で該当になります。
- ※外来での支給対象は同一月内のものは、どの病院で支払ってもすべて 対象となります。

5 t Information

年 金

利用できます 国民年金保険料の免除制度

老齢基礎年金の受給資格を得る ためには、最低25年間保険料を納 めていることが必要ですが、長い 人生の中では保険料を納めること が困難な場合もあります。そのよ うな場合、前年の所得により申請 をして承認されると、保険料が免 除される制度がありますので、未 納のままにせず手続きをしましょ う。失業により免除申請する場合 は、離職票等の写しが必要です。

免除は全額免除と半額免除があ

り申請により前年の所得に応じて 決まります。全額免除は申請をし て承認されると保険料の全額が免 除、半額免除は保険料の半額が免 除となり、残りの半額は納めてい ただきます。

免除が承認された期間は、老齢 基礎年金の受給資格期間に算入さ れますが、受け取る年金額につい ては、全額免除期間は保険料を納 めた期間の3分の1として、半額 免除期間は3分の2として減額計 算されます。

10年以内の免除承認期間であ れば保険料を追納することができ ますので、満額に近づけるために もなるべく追納しましょう。

なお、免除承認期間の周期は、 平成15年度分からは7月分から翌 年6月分までとなります。

申請手続きは役場国保年金係に なります。

役場窓口年金相談日

6月11日・25日、7月2日 の水曜日

役場1階国保年金係へお気 軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所 **日時** 6月20日(金)10時~ 15 時

場所 商工会館(錦町)

高齢者

老人保健法などの 受給対象者は届出を

「老人保健法」とは、国民健康保 険や社会保険などの加入者で75 歳以上の方や一定の障害のある 65歳以上75歳未満の方で、世帯 の課税状況により医療費の1割ま たは2割の自己負担割合が適用さ れる制度です。

▼対象

老人保健法受給者~現在の制度で は、昭和7年9月30日以前に生 まれた方が対象になります。

町老(マル老)受給者~当別町の

「老人医療費助成制度」が適用さ れる68歳と69歳の方。(8月か らは68歳と69歳の方を含む「住 民税非課税世帯」のみに変更。)

道老受給者~道の「老人医療費助 成制度」が適用される65歳から 69歳の方。

▼その他 医療機関の受診時に は、必ず医療受給者証を提示願い ます。

▼詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」 内·**雷**3 - 3019)

該 当 要 件	持参する物	届出
①健康保険未加入者が健康保険に加入したとき ②他市町村から転入したとき ③健康保険が変わったとき ④健康保険の被保険者等が変わったとき	健康保険証など	
⑤氏名を変更したとき ⑥同じ市町村内で住所を変更したとき ⑦死亡したとき(死亡の届出義務者)	医療受給者証(健 康手帳)など	14 日以内
院等に住所を変更したとき(居住地特例)	医療受給者証 (健 康手帳)・健康保	
⑨居住地特例に該当しなくなったとき⑩医療保険加入者でなくなったとき⑪他市町村に転出するとき⑫障害の状態に該当しなくなったとき	険証など 医療受給者証(健 康手帳)など	すみやかに

募集

平成 16 年度採用の 税務職員を募集します

札幌国税局では、税務職員を募 集しています。採用試験の概要は 次のとおりです。

- ▼受験資格 昭和58年4月2日 ~昭和61年4月1日生まれの方。
- ▼試験の程度 高等学校卒業程度
- **▼申込期間** 7月1日 (火) ~8 日 (火)
- ▼申込先 人事院北海道事務局 (札幌市中央区大通西 12 丁目)
- **▼第1次試験** 9月7日(日)
- **▼第2次試験** 10月16日(木) ~ 23 日 (木) までの間で指定す る1日。
- ▼申込書請求先・詳細 札幌国税 局人事第二課(☎011-231-5011・内線 2315) または、札幌 北税務署総務課(☎011-707

 $-5111 \sim$

